

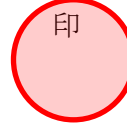
搬入する廃棄物の種類・排出量を変更する場合

第2号様式の3 (第5条関係)

東京二十三区清掃一部事務組合管理者 様

〇〇年
個人→実印
法人→代表者印
*印鑑証明書と同一のもの

郵便番号 〒 1 2 3 - 4 5 6 7
住 所 東京都千代田区飯田橋 3 - 5 - 1
氏 名
〔 法 人 名 〕 有限会社 一組工務店
〔 代表者名 〕 代表取締役 一組太郎



(法人にあつては、事業所の所在地・名称・代表者の氏名)

電話番号 0 3 (1 2 3 4) 5 6 7 8
FAX 番号 0 3 (2 3 4 5) 6 7 8 9

搬入者コードを記入してください

産業廃棄物搬入承認事項変更申請書

東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物処理条例施行規則第5条第4項の規定により産業廃棄物搬入承認事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

搬入者コード	1	2	3	4	5	6	7
--------	---	---	---	---	---	---	---

変更事項	変更前		変更後	
業 種				
産業廃棄物の種類・排出量	廃棄物の種類	排出量 (kg/月)	廃棄物の種類	排出量 (kg/月)
	紙くず		紙くず	1 0 0 0
	木くず	1 0 0 0	木くず	8 0 0 0
	繊維くず		繊維くず	1 0 0 0
	合 計		合 計	
変更理由	例) 業務量増加のため			
添付書類	管理者が必要と認める書類			
備考	添付書類等 業種を変更する場合		受 付 印	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 住民票又は登記事項証明書 [履歴事項全部証明書] ○ 建設業の方 : 建設業の許可証の写し ○ 解体工事業の方 : 建設業の許可証の写し又は東京都解体工事登録通知書の写し 			
	搬入する廃棄物の種類を変更する場合			
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自己運搬 : 自動車検査証の写し、搬入カード ○ 委託運搬 : 委託先の産業廃棄物収集運搬業許可証の写し 			
	その他管理者が必要と認める書類			

3品目(紙くず、木くず、繊維くず)の合計は、「東京二十三区清掃一部事務組合産業廃棄物受入計画」で定める上限を遵守してください。また、業種によって、申請できる品目が異なります

※ 変更承認書は、申請日から1週間後に窓口又は郵送で交付します。郵送交付を希望される方は、上記添付書類に加えて、返信用封筒(送付先を明記の上、切手を貼付)をご持参ください。廃棄物の種類を変更する場合で、自己運搬の場合は、カードを差し替えるため窓口で交付します。